

五 第42条の6《電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の6 - 1</p> <p>.....42の6 - 15の3</p> <p>(注)</p> <p>42の6 - 10 <u>削 除</u></p> <p>(分社型分割等により移転した電子機器利用設備のリース税額控除)</p> <p>42の6 - 15の2 <u>措置法第42条の6第3項の規定は、賃借をした電子機器利用設備を指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)が指定事業の用に供した日を含む事業年度において分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。)により当該電子機器利用設備を移転した場合には、同項の規定の適用</u></p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の6 - 1</p> <p>.....42の6 - 10.....</p> <p>(注)</p> <p>(被合併法人から受け入れた電子機器利用設備に係る税額控除)</p> <p>42の6 - 10 <u>被合併法人がその取得等をして指定事業の用に供した電子機器利用設備につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の6第2項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該電子機器利用設備について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u></p> <p>(注) <u>合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の6第5項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(合併法人等における取戻し課税の不適用)</u></p> <p><u>42の6 - 15の3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第42条の6第3項の規定の適用を受けた電子機器利用設備の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなったときは、当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)において同条第6項の規定による取戻し課税の適用がない場合であっても、当該合併法人等については同項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該電子機器利用設備を移転したことにより指定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第27条の6第8項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことによるときは、取戻し課税の適用がないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>